

# オープンアクセスリポジトリ推進協会会則

（平成 28 年 7 月 27 日  
制定）

## 第 1 章 総則

### （設置）

第 1 条 本会は、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）と称する。  
英語名称は、Japan Consortium for Open Access Repository とし、略称を JPCOAR とする。

### （目的）

第 2 条 協会は、リポジトリを通じた知の発信システムの構築を推進し、リポジトリコミュニティの強化と、我が国のオープンアクセス並びにオープンサイエンスに資することを目的とする。

2 協会は、前項の目的を達成するために、国公私立大学図書館協力委員会と国立情報学研究所との間に締結された協定書に基づき設置された大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議と連携して活動する。

### （定義）

第 3 条 この会則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 リポジトリ 実験や調査で得られたデータなどの学術成果物を生成するまでに収集される中間生成物（以下「研究データ」という。）を含め、学術的な情報を電子的に保存し公開するものをいう。
- 二 オープンアクセス リポジトリ等を利用して学術論文等の学術成果物を無料で公開することをいう。
- 三 オープンサイエンス 学術論文等の完成された学術成果物のみならず、リポジトリ等を利用して研究データ等の中間的な生成物を活用できる形で公開することをいう。

### （事業）

第 4 条 協会は、第 2 条の目的を達成するために次の重点目標を掲げ、事業を実施する。

- 一 オープンサイエンスを含む学術情報流通の改善
- 二 リポジトリシステム基盤の共同運営と有効活用
- 三 リポジトリ公開コンテンツのさらなる充実
- 四 担当者の人材育成のための研修活動
- 五 國際的な取組みに対する積極的連携
- 六 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組織

### (会員の資格)

第5条 協会の会員資格は次のとおりとする。

- 一 国立大学図書館協会、公立大学協会図書館協議会、私立大学図書館協会のいずれかに属する図書館
  - 二 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号）第2条1項で定める研究機関
  - 三 前二号に属する部局等
  - 四 国立情報学研究所
  - 五 その他、協会の目的に賛同する大学図書館等の施設であって、運営委員会が認めたもの
- 2 前項の資格を満たし、第14条の規定により会員となったものは JAIRO Cloud を利用することができる。

### (会長)

第6条 協会に会長を置く。

- 2 会長は、第10条に定める総会において、会員の中から選出する。
- 3 会長の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。
- 4 会長に選出された会員の長は、協会を代表する。

### (監事)

第7条 協会に監事2を置く。

- 2 監事は、第10条に定める総会において、会員の中から選出する。
- 3 監事の任期は1年とし、期間は7月1日から翌年6月30日までとし、再任を妨げない。ただし、引き続き2年を超えて在任することはできない。
- 4 監事に選出された会員の長又は長を代理する者は、協会の会計を監査し総会で報告する。

### (運営委員会)

第8条 協会を運営するために運営委員会を設置する。

- 2 前条第4項の者は、運営委員会の委員になることができない。
- 3 その他、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第9条 協会の事務局は、国立情報学研究所に置く。

## 第3章 総会

(総会)

- 第10条 会長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
  - 3 前項に定めるもののほか、会員の10分の1以上から総会の招集を請求されたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
  - 4 臨時総会は、会員に文書等で議事に対する賛否を問うことにより代えることができる。

(議長)

- 第11条 議長は、第6条第4項の者が務める。

(定足数及び表決)

- 第12条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。なお、委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 2 総会の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決する。

(議事)

- 第13条 次の事項は、総会において、承認を得なければならない。
- 一 年度事業の実施および計画に関する事項
  - 二 会費の徴収および会計に関する事項
  - 三 その他、必要とされる事項

## 第4章 参加、退会及び除名

(参加及び退会)

- 第14条 協会に参加を希望するものは、別に定める参加申請書を会長に提出しなければならない。
- 2 協会からの退会を希望する会員は、退会しようとする月の前月末までに、会長に退会届を提出しなければならない。同会員は、退会年度までの会費を完納するものとする。
  - 3 会員の参加又は退会に関する処理は運営委員会で行い、総会で報告する。

(除名)

- 第15条 会員が会費を1年以上滞納したときは、運営委員会委員総数の過半数による決議によって、除名することができる。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

## 第5章 会計

(会計年度)

- 第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(会費)

第17条 会員の会費に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 会則の変更等

(会則の変更)

第18条 この会則は、総会において会員総数の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第19条 協会を解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の同意がなければならない。

## 第7章 雜則

第20条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

本会則は、平成28年7月27日から施行する。

本会則は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年度の監事は第7条3号の規定に関わらず、その任期を1年3か月とし、期間を平成30年6月30日までとする。

本会則は、2023年4月1日から施行する。